

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 六
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 六
 - 道路の区域を変更する件二件 六
 - 道路の供用を開始する件二件 六
- 公告
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 六
 - 福島県選挙管理委員会 六
 - 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 六

告 示

福島県告示第百三三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名

| | |
|---------------------|-------|
| 南相馬市鹿島区大内字松迫四十七番地の一 | 平 仁一 |
| 同 市鹿島区寺内字仏方三十三番地の十六 | 松野 光一 |
| 同 市鹿島区西町三丁目六十三番地の二 | 北元 幸一 |
 - 2 加入区の名称

- 3 鹿島加入区
 - 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
 - 相馬双葉漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
 - 令和元年六月二十五日から令和元年七月九日まで
 - 2 縦覧の場所
 - 相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

福島県告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年六月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 河沼郡柳津町大字猪倉野字仙道山甲一六四四の四、甲一六四五の一
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字仙道山甲一六四四の四・甲一六四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市慶徳町松舞家字馬坂四二〇〇の一、四二〇〇の二、四二〇一、四二〇四の
一から四二〇四の四まで、四二〇五の一、四二〇五の二、四二〇六から四二一一まで、
四二一二のイ
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、喜多方市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年六月二十五日から二週間一般の縦覧に
供する。

令和元年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|--|--------------------------|-------------------|---------------|
| 一般国道 一一八号 | 会津若松市中央三丁目 一一七番地先から 同 市扇町一二二 番四地先まで | 変更前 A 九・七〇 三九・九 | A 九・七〇 三九・九 | 五四七・四 |
| | 会津若松市中央三丁目 一三七番地先から | 変更後 A 九・七〇 三九・九 | A 九・七〇 三九・九 | 五四七・四 |

| | | |
|--------------------|--------------------|-------|
| 同 市扇町一二二 番四地先まで | B 一九・九〇 三七・九 | 五〇〇・七 |
|--------------------|--------------------|-------|

（道路計画課）

福島県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県南建設事務所で令和元年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------|--|---------------------|-----------------|---------------|
| 県道棚倉 矢吹線 | 西白河郡中島村大字滑 津字滑津原二八番八地 先から 同 郡同 村大字滑 津字背戸原西一番一〇 地先まで | 変更前 九・〇〇 三五・〇 | 九・〇〇 三五・〇 | 六〇五・二 |
| | 西白河郡中島村大字滑 津字滑津原二八番八地 先から 同 郡同 村大字滑 津字背戸原西一番一〇 地先まで | 変更後 九・〇〇 三五・〇 | 九・〇〇 三五・〇 | 六〇五・二 |

（道路計画課）

福島県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建
設事務所で令和元年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年六月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

| | | |
|--------------------|--------------------|-------|
| 同 市扇町一二二 番四地先まで | B 一九・九〇 三七・九 | 五〇〇・七 |
|--------------------|--------------------|-------|

（道路計画課）

| | | |
|---------|--|---------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
| 県道棚倉矢吹線 | 西白河郡中島村大字滑津字滑津原 二八番八地先から 同 郡同 村大字滑津字背戸原 西一番一〇地先まで | 令和元年六月二十五日 |

(道路計画課)

福島県告示第百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|---------|--|---------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
| 県道泉崎石川線 | 西白河郡中島村大字滑津字平名塚 二番二九地先から 同 郡同 村大字滑津字滑津原 三七番地先まで | 令和元年六月二十五日 |

(道路計画課)

公 告

公告第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、風兼地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(平成二十三年災)の工事は令和元年五月二十四日完了したので公告する。

令和元年六月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

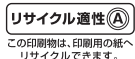
福島県選挙管理委員会告示第四号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
令和元年六月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

| | | |
|------------------------|--------------------------|-----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
| 医療法人明智会介護老人保健施設ライフケア鶴賀 | 一般財団法人温知会介護老人保健施設ライフケア鶴賀 | 平成三二年四月一日 |



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷